

不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律の施行について

最近における商品又は役務の取引に関する表示をめぐる状況にかんがみ、公正な競争の確保による一般消費者の利益の一層の保護を図るため、合理的な根拠なく著しい優良性を示す不当表示の効果的な規制、都道府県知事による執行力の強化等を内容とする「不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律案」が、本年5月16日に成立、同月23日に公布されました。下記2及び3については本年6月23日から施行され、1については本年11月23日から施行される予定です。

改正法の概要

1 合理的な根拠なく著しい優良性を示す不当表示の効果的な規制（第4条第2項）

商品の内容（効果、性能等）について合理的な根拠なく著しい優良性を示す不当表示

- （例）①「食事制限なく、1か月で10kg痩せる」との表示にもかかわらず、その表示の裏付けとなる体験談が捏造されていた健康食品
②「電磁波等によりゴキブリ・ねずみを家屋から駆除」との表示にもかかわらず、その表示の裏付けとなる試験結果やデータがない害虫駆除器

【現 行】

不当表示として規制するためには、「実際のものよりも著しく優良と一般消費者に誤認される」ことが要件であるため、事業者が表示の裏付けとなる合理的な根拠を有していない場合であっても、公正取引委員会が表示どおりの効果、性能等がないことを立証することが必要

【専門機関の鑑定等が必要なため、その立証に】
多大な時間・費用を要するケースも多い

【法改正後】

- ①公正取引委員会は、商品の内容（効果、性能等）について著しく優良であると示す表示につき、期間を定めて、事業者に表示の裏付けとなる合理的な根拠の提出を求めることができる
②事業者が合理的な根拠を提出しない場合には、不当表示として規制

・事件処理期間の短縮化
・消費者被害の拡大の防止

2 都道府県による執行力の強化（第9条の2、第12条）

- (1) 不当表示等に対して都道府県知事が行う指示の対象等の拡大
(2) 都道府県による調査への妨害に対する罰金の引上げ

【現 行】

指 示

- ・違反行為の差止め
- ・訂正広告

調査妨害

3万円以下の罰金

【法改正後】

- ・違反行為の差止め
- ・訂正広告
- ・再発防止のための必要事項
- ・事業者が採った措置等の報告（違反行為終了後も指示可能）

公正取引委員会の排除命令と同等の範囲まで拡大

50万円以下の罰金

3 手続規定の整備（第6条、第8条）

排除命令

告 示

官報掲載

(30日)

<排除命令の確定>

⇒確定した排除命令に従わない場合は、2年以下の懲役又は300万円以下の罰金

処理迅速化のため、告示手続を廃止（併せて関連する手続について整備）